

令和 7 年度

水源林造成事業地理情報管理システムに

必要なソフトウェア調達等業務

仕 様 書

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター

目 次

第1章 総則	2
1.1 適用	2
1.2 調達目的	2
1.3 調達範囲	2
1.4 納入期限等	2
1.5 納品場所	2
1.6 受注者の資格	2
1.7 業務の打合せ	2
1.8 納品物	2
1.9 検査	3
第2章 調達内容	3
2.1 調達するソフトウェアライセンス及び調達方法	3
2.2 ソフトウェア製品の保証等	3
2.3 その他	3

第1章 総則

1.1 適用

この仕様書は、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター（以下「発注者」という。）が施行する「令和7年度水源林造成事業地理情報管理システムに必要なソフトウェア調達等業務」（以下「本調達」という。）に適用する。

1.2 調達の目的

本調達は、発注者の保有する「水源林造成事業地理情報管理システム」（以下「水源林GIS」という。）の更改に伴い、必要となるソフトウェアライセンス一式を調達することを目的とし、その仕様を記載したものである。

1.3 調達範囲

本調達における調達範囲はソフトウェアライセンス一式とし、その詳細は2.1において示す。なお、権利義務に関する事項、支払方法等は「契約書」により定める。

1.4 納入期限等

納入期限：令和7年11月21日

1.5 納品場所

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 11F

1.6 受注者の資格

受注者は、以下の資格を有すること。また、それを証明する写し等を証明書等の提出期間中に提出すること。

- ・ESRI 社製 ArcGIS 製品の国内販売代理店であること。

1.7 業務の打合せ

受注者は、契約締結後速やかに発注手続きに着手し、必要に応じて随時打合せを行い、業務を円滑に進めるものとする。

1.8 納品物

納品物は、以下のとおりとする(①についての詳細は2.1のとおり。)

- ① ソフトウェア製品等一式
- ② ①のライセンス所有を証明する書類（ソフトウェアメーカーから発行される正規のライセンスを証明する書類等）

- ③ 製品に付属する説明書等関係資料一式

1.9 検査

受注者は、本調達の完了に当たり納品後、検査を受けなければならない。

第2章 調達内容

2.1 調達するソフトウェアライセンス及び調達方法

(1) 調達するソフトウェア

項目	数量	保証期間	備考
ESRI 社製 ArcGIS Desktop Basic SU	68 ライセンス	1 年間	ESRI 顧客 ID : 474808 ライセンス顧客 ID : 21632

(2) 調達方法

- ・センターが保有する ArcGIS Desktop ライセンス（68 ライセンス）の保守再開を行い、保守再開後に ArcGIS Desktop ライセンスに付属する ArcGIS Pro（指定ユーザーライセンス）を SU ライセンスに変換すること。

2.2 ソフトウェア製品の保証等

- (1) ソフトウェアに必要なユーザー登録を代行すること。
- (2) ソフトウェア製品の保証期間は、引き渡し完了の日から 1 年間とすること。この間において、ソフトウェア製品の隠れた瑕疵等により動作しないこと等を発見した場合、発注者の請求に従い、代替品と引換えまたは、その補修等に要する費用を負担すること。
- (3) 問合せ対応

下記の事項をはじめとした問合せに、問合せ窓口（受託業者内）を設け、電話、fax、e-mail により回答すること。原則問い合わせを受けてから 1 営業日以内に対応すること。

- ・インストールに関すること
- ・セキュリティに関すること
- ・不具合修正プログラム（サービスパック、パッチプログラム）の提供

2.3 その他

- (1) 本仕様に関する経費は、ライセンス等の調達、発注に関わるすべての書類の作成及び納入に係る全ての事項を見込むこと。
- (2) 受注者は、本調達の実施に伴い知り得た発注者に関する事項に関し、許可なく他に開示しないこと。本契約終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき及び本仕様書に記載のない事項は、発注者と協議の上でその指示に従うものとする。